

令和 3 年 6 月 14 日現在

機関番号：12701

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K12614

研究課題名（和文）家族法学者穂積重遠の現代的意義 - 大正期を起点とする法学史の分析枠組を求めて -

研究課題名（英文）Shigeto Hozumi's Theories of Family Law - Their social background and contemporary significance in Taisho Era -

研究代表者

小沢 奈々（Ozawa, Nana）

横浜国立大学・教育学部・准教授

研究者番号：00752023

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：大正期に登場した「社会学的法律学」の提唱者のひとりである穂積重遠の家族法理論（拡大生来嫡出子の承認、離婚（相対的離婚原因の導入、調停離婚の採用））を、彼の背景にある個人史的・社会史的研究と交錯させて分析し、穂積の外国法との向き合い方の一側面を明らかにした。それは継受法そのものを正面から否定させたり改変させたりするのではなく、それと併存しつつ、条理や調停といった手法を用いて巧みに日本的価値観を問題解決の場に持ち込むことを目指した、社会に根差した実務的な方法であった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究を通して、現代における家族法学の方法論の原型を穂積重遠が築いたことが明らかになった。彼の学説の背景には、日本の伝統的価値観との調和を図らねばならないという要請が強かったという当時の時代状況があった。このような認識に立った上で、現代においても、彼に由来する方法論をそのまま適用できるのか、あるいはその方法論の限界性を認識して新たな方法論の模索に入るべきなのか、こうした点を実定法分野において今後考えるための一資料を提供できたと考えている。

研究成果の概要（英文）：The family law theory of Shigeto Hozumi, one of the proponents of sociological jurisprudence that appeared in the Taisho era, was analyzed in line with his personal and social history research, so that the ways in which he approached foreign law were clarified. Hozumi did not deny or modify the laws received from foreign countries up front, but instead established a process for skillfully incorporating Japanese values in the field of dispute settlement depending on Jori or using mediation by law in coexistence with the foreign law. As a result, this made it possible to realize practical dispute settlement rooted in society during that era.

研究分野：近代日本法史

キーワード：穂積重遠 家族法 法学方法論 条理 法の継受 大正

1. 研究開始当初の背景

従来、大正・昭和戦前期の法学は、法制史では明治期との連続性の中で、実定法学はむしろ現代の一部として捉えられてきた。しかし我が国の法学は大正期に欧米からの法制度の無批判的摂取の段階を脱し、自らの使命を明確に自覚した上で、独自の方法論を展開させた。そしてこの時期に形成された法学方法論(例えば比較法学・判例法学)がその次の世代の法学者たちに引き継がれ、日本独自の法(学)が形成された。したがって、明治期の延長として捉えられてきた大正期を、明治期とは異なる独自の時代と位置づけ、特に現代法学の基盤を形成した時代と捉え、その実態を解明していくことは、法制史研究においても実定法研究(とくに民法解釈学)においても必要なことである。現在、個別的研究が進められているものの、いまだ量的に不十分である上、「大正期日本法学」という広い視点から行われた研究は伊藤孝夫『大正デモクラシー期の法と社会』(京都大学学術出版会、平成12年)が挙げられるにすぎない状況である。

2. 研究の目的

本研究は、日本法学の「一種のパラダイム転換」が行われた大正期において、現代の民法解釈学の起点ともなりうる学説を展開した「社会学的法律学」に焦点をあてたものである。その代表的な人物のひとりである家族法学者穂積重遠に注目し、彼の背景にある個人史的・社会史的研究と交錯させて分析することで、彼の学説が、欧米から継受した法を基盤におきつつ、それに日本独自の加工を加えることで形成されたものであることを明らかにする。そしてこの作業を通して得た考察枠組を参考にし、当時の様々な法学者の学問的態度をそれぞれ分析するにあたっての共通枠組を設け、当時の法学界全体の特徴を整理づけることで、法学方法論史における1915年から1931年までの、川島武宜のいうところの「法体制再編期」(そのなかでも特に「市民法学」)の位置づけを再考する。

3. 研究の方法

従来の穂積重遠の家族法理論研究の多くは、彼の著書・論文に見られる記述から彼の(家族)法学観を分析していく傾向が強い。しかし「社会学的法律学」を支持した穂積法学への真の理解は、彼の生きた社会状況をも含めて把握することで初めて可能になる。したがって本研究では、彼の立法者・社会事業者としての取り組みや人物交流なども踏まえながら考察を行った。また、彼の(家族)法学理論の分析にあたっては、(1)社会的問題への対応(個々の社会問題をどの程度認識していたのか、そしてそれいかに対応すべく学説を形成しているのか)(2)外国法の摂取の態様(継受して制度化されたものをどう理解し、さらには外国の新しい学説や思想をどのように取り込もうとしたのか)(3)日本の伝統的価値観との向き合い方(儒学的思想や淳風美俗の風潮との整合)という3つの観点を用いた分析を試みた。

4. 研究成果

3年間の研究のなかで、上記に掲げた穂積の家族法学理論の分析としての3つの観点((1)社会的問題への対応(2)外国法の摂取の態様(3)日本の伝統的価値観との向き合い方)のうち、(1)および(2)については十分な成果を出すことができた。

穂積重遠の家族法学説のなかから、親子問題として「婚姻の成立の日から200日以内に出

生した子」つまり今日でいうところの「推定されない嫡出子」、夫婦問題として離婚を取り上げ、彼の（家族）法学方法論についての理解を深化させることを目指した。

親子問題としての「推定されない嫡出子」について、穂積における嫡出推定に関する200日問題の核心は、当時の民法820条が想定していない、父が子の出生前に死亡した場合、不当にも私生子とされてしまう子をいかに救済するかという点にあり、彼は、子の出生前に婚姻届が出ていれば子を嫡出子とする取り扱いを提唱した。こうした彼の見解は、当初こそ一つの少数説にすぎなかったが、社会の実態に即した問題解決を可能にするものであったがゆえに徐々に支持者を獲得し、学説、司法省の行政解釈、大審院判例に支持されていく。また、中川善之助や我妻栄もまたそれぞれに穂積の見解を継承し発展させていく。以上のように、「推定されない嫡出子」の保護というテーマに焦点をあてることで当時の法学界における諸学派の立場の相違を鮮明にし、その中に穂積の所説を位置付けることができた。この成果は、『横浜国立大学教育学部紀要(III)社会科学』第2集に「穂積重遠の『推定されない嫡出子』論」として発表した。

夫婦問題としての「離婚」は、穂積の関心が最も高かった領域の一つであり、穂積の家族法理論の特徴にある、判例研究・比較法研究・立法・社会事業といったすべての要素が集約されたテーマである。穂積の著書『離婚制度の研究』『親族法』を中心に、臨時法制審議会における立法資料、彼の講演・雑誌等の史料、彼の参照にかかるスイスやドイツの法典・学説を収集し分析を進めた。そこから明らかになった穂積の「家族」とは、「当事者双方の合意による一男一女の終生的共同生活」であり、「夫婦とその子」を基本的な単位とする小家族である。明治民法の規定する当時の家制度に対し、穂積は、家族的共同生活という点においてそれを肯定するものの、それは「国家」の構成分子としての「家」ではなく「社会生活の一単位」として捉えるべきであり、また、夫婦の人格的結合こそが婚姻の本質であるとして、この関係が実質的に成り立たなくなった以上は、婚姻の解消（離婚）を認めるべきだとの見解を示している。ところが、明治民法の規定によれば、夫婦関係が破綻をきたしていたとしても、離婚が認められないケースが多々あった。そこで穂積は、解釈学説としては、民法の規定の射程を狭めた上で法の空白領域の存在を指摘し、そこに「条理」という通り道を用いて、「物事の道理」「筋合」に従った紛争解決を図ること、そして立法論としては、スイスが他国に先駆けて採用した破綻主義や相対的離婚原因の活用を提案した。また穂積は、こうした裁判による解決と併存する形で、「家事審判所」の創設を企図し、裁判官による法の適用ではなく、「杓子定規」によらない柔軟な解決を可能とすることを目指した。これらの成果は、『横浜国立大学教育学部紀要(III)社会科学』第5集への論文掲載および比較法学会第85回総会での個別報告として発表する予定である。

以上の研究により、穂積重遠の理想とする「家族法」とは、必ずしも従来指摘されてきたような「保守的」なものではなく、相互に個人の人格を尊重する「夫婦そしてその子」を単位とした「小家族」を基本とする西洋的な「家族」の構築を遠望していたものだといえる。尤も、当時の時代状況において、日本の伝統的価値観との調和を図らねばならないという要請が強かったため、そのなかで条理や調停といった手法を用いて紛争解決を図る枠組を設け、そのなかで漸進的段階的發展をとる道を選択した。

なお、上記(3)の観点からの考察は、コロナ禍にあって資料収集が困難な状況だったため、十分に遂行できなかった。今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 小沢奈々	4. 巻 2
2. 論文標題 穂積重遠の「推定されない嫡出子」論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 横浜国立大学教育学部紀要111	6. 最初と最後の頁 23-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------